

(地域包括支援センター運営業務)

令和7年度（2025年度）活動評価

令和8年度（2026年度）活動計画

北部圏域



— 目 次 —

1. 圏域の現状と課題	・ ・ ・	1
2. 重点活動	・ ・ ・	4
3. 令和7年度活動評価および令和8年度活動計画		
ア 地域包括支援センターの運営	・ ・ ・	6
(ア) 総合相談支援業務	・ ・ ・	6
(イ) 権利擁護業務	・ ・ ・	12
(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ ・ ・	18
(エ) 地域ケア会議推進事業	・ ・ ・	22
イ 生活支援体制整備事業	・ ・ ・	28
(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務	・ ・ ・	28
ウ 認知症総合支援事業	・ ・ ・	34
(ア) 認知症初期集中支援推進事業	・ ・ ・	34
(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業	・ ・ ・	34

圏 域 の 現 状 と 課 題

1. 人口の推移と年齢構成

(人)

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R7.9	割合	全市
年少人口	4,093	3,928	3,816	3,707	3,533	3,470	10.8%	8.4%
生産年齢人口	19,754	19,426	19,421	19,319	19,171	19,251	59.9%	54.1%
高齢人口	9,363	9,443	9,462	9,417	9,399	9,419	29.3%	37.5%
65～74歳	4,681	4,618	4,495	4,257	4,093	4,060	12.6%	15.6%
75歳以上	4,688	4,825	4,967	5,160	5,306	5,359	16.7%	21.9%

2. 世帯構成 (R7.9)

(世帯)

	世帯数	割合	全市
高齢者単身世帯	3,779	21.4%	27.3%
高齢者複数世帯	1,957	11.1%	12.9%
その他	11,929	67.5%	59.8%

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

(人)

	R6.9	R7.9	全市
認定者数	712	747	7,676
認定率	7.5%	7.9%	8.8%
給付実績	425	428	4,198
給付率	4.5%	4.5%	4.8%

4. 介護保険サービス事業所数

(件)

	事業所数
居宅介護支援等 (※1)	18
地域密着型サービス (※2)	15

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く）の件数

5. 医療機関等

病院	3か所
クリニック	26か所
歯科	12か所
薬局	21か所

6. 教育機関

認定こども園、保育園、幼稚園	7園
小学校	5校
中学校	2校
高等学校	1校
大学・専門学校等	2校

7. 地域組織

町内会	12町会
民生児童委員協議会	6方面、19方面、30方面

8. 地域の現状

- ・北部圏域は国道5号線に沿い縦長のエリアであり、北斗市と七飯町が隣接している。
- ・10圏域中2番目に人口が多く、高齢者人口は4番目に多い。全市と同様で人口は減少し、高齢者人口は増加している。高齢化率は29.3%と年々上昇しているが、10圏域中1番低い。しかし、町別で見ると高齢化率20%未満の地域、40%を超える地域が混在している。
- ・浅野町・吉川町・北浜町周辺は水産加工や工業系の企業や工場が多い。北ふ頭があり海拔2.0m、津波防災に対する危機意識を持っている。
北浜町は高齢化率が高いが、地域活動の担い手（町会・民生児童委員（以下、「民生委員」という。）等）不足が深刻。様々な機関とのつながりを通し、地域活動の活性化

に取り組んでいる。

- ・ 桔梗周辺は人口が多く、年少人口や生産年齢人口数も多い。
中の沢小学校や桔梗保育園近辺では宅地造成が進み、今後も人口が増える可能性がある。
バス停や商業施設までが遠く、車での移動が当たり前となり運転を続ける高齢者がいる。
古くから農業に従事する方、元公務員や元教員の高齢者が多い。
- ・ 亀田本町は青少年会館がなくなったことで、町会館以外に集える場所がない。
商業施設や病院もあり、五稜郭駅も近く交通手段もあるため、生活に不便はない。
圏域中で唯一、介護保険事業所がないエリア。
5つあった町内会が統合し、現在は3町会となり、地域活動や見守り体制等に差がある。
- ・ 港町、亀田港町周辺には、市立函館病院の他にも複数の医療機関があり、小中学校や看護学校、北大水産学部等の教育機関がある。
市営住宅や分譲マンションの、入居者は高齢化しており、入居者同士の関係は希薄である。
- ・ 追分町は高齢化率が圏域内で一番低い。新しい住宅が立ち並び、町会との関わりが希薄な住民がいる。一方で古くからの交流があり、互いに見守り合う住民も一部いる。
- ・ 亀田町は国道5号線沿いであり、介護施設、寺院がある他、バス等公共交通機関を利用すると移動には不便の少ないエリア。以前は町会や老人クラブ等、自主活動が行われていたが、担い手の高齢化により、活動も縮小している。

9. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

優先順位	地域の問題	問題が生じている要因	地域課題
1	見守りや支え合いの機能が弱くなっている	・個人情報保護やプライバシー保護の壁がある ・近隣住民同士の関係が希薄化している ・町会や民生委員の訪問等、活動の縮小や制限がかかってしまう ・地域の担い手不足であり、担い手不足により、負担が増え住民のことを把握しきれない ・地域活動の縮小、町会加入者の減少 ・若い世代が増加し、世代交代している ・多世代交流の機会や参加者が減少している	多世代多機関が見守りや支え合いの大切さを知ることができる
2	健康や生活への不安はあるが、社会参加や介護予防に取り組むことができていない	・億劫で取り組みへの一歩が踏み出せない ・社会参加や介護予防に取り組むメリットがわからない ・何に取り組んだら良いかわからない ・地域の利用可能な資源がわからない ・移動手段がない ・集う場所が少ない ・集う場所はあるが遠い ・会館などが気軽に利用しづらい ・タクシーを気軽に利用しづらい ・経済的に余裕がなく、お金をかけられない ・『介護』という言葉への抵抗感がある ・自分の地域外の活動に参加している ・家族のことで精一杯で自分のことに手が回らない、後回しにする	高齢者が自分にとっての介護予防活動に気付くことができる
3	認知症や障がい、家族の抱える問題や地域との関係、生活困窮など、様々な要因が重なることで必要な支援につながりにくい	・病気や障がいが理由で周りにつながりにくい ・経済的に困窮し頼ることができない ・家族関係や家族自身の問題を本人と家族で抱え込んでしまう ・相談することのメリットや必要性を感じない ・相談を受ける側の対応力不足 ・他機関との連携不足 ・常識や価値観の違い ・本人、家族の問題を外部に相談できない ・本人、家族の問題を知られたくない、隠したい ・問題に気づいても放置されたり、時間がかかったりする	関係機関がお互いの役割を知り、支援ネットワークを作ることができる

重 点 活 動

番号	地域課題	各業務での取組
1	多世代多機関が見守りや支え合いの大切さを知ることができる	1) 広報紙やリーフレットの配布、ホームページ（ブログ）の活用、出前講座等を通じた地域住民に対する見守りや支え合いの大切さの周知 2) 地域ケア会議の活用 3) 地域関係者や関係機関等とお互いの役割や制度の理解を深めるための懇談会（町会・居宅介護支援事業所・地域関係者）の開催 4) 集い場・つながりの創出 5) すでにあるサロンの活用 6) 認知症カフェ・認知症サポーター養成講座の実施
2	高齢者が自分にとっての介護予防活動に気付くことができる	1) 広報紙やリーフレットの配布、ホームページ（ブログ）の活用、出前講座等を通じた地域住民に対する介護予防の正しい知識の周知 2) いきいき生活手帳を活用したセルフマネジメントの推進（総合相談、見守りネットワーク等の個別支援時） 3) 自身の介護予防活動の気づきにつながるような介護予防ケアマネジメントの実施 4) 自主活動グループの後方支援の実施、社会資源としての活用、社会参加の促進 5) 自立支援に着目したケアマネジメントの実践（ケアマネ支援、ケアマネジメント研修、自立支援型地域ケア会議） 6) 個別相談対応
3	関係機関がお互いの役割を知って支援ネットワークを作ることができる	1) 広報紙やリーフレットの配布、ホームページ（ブログ）の活用、出前講座等を通じた相談先の周知 2) 関係機関等とお互いの役割や制度の理解を深めるための研修会（ケアマネジメント研修・権利擁護勉強会・事例検討会）の開催 3) 地域関係者や関係機関等とお互いの役割や制度の理解を深めるための懇談会（町会・地域関係者・他分野を含む関係機関）の開催 4) 介護支援専門員の後方支援 5) 地域ケア会議の活用 6) 認知症カフェ・認知症サポーター養成講座の実施・チームオレンジの整備に関する検討 7) 民生委員定例会の参加などを継続し、顔の見える関係構築・関係強化に努める

令和7年度活動評価および令和8年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(7) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
総合相談 支援業務	○利用者基本情報作成状況 (件・人)			【活動目標1】 ・高齢者やその家族が、支援が必要な際に早期にセンターにつながるができる。 【評価】 ・総合相談支援業務 活動実績について、総合相談対応件数は実件数、延べ件数共に増加したが、利用者基本情報作成件数は令和6年度より減少したため、目標数値に到達することができなかった。その要因として、相談対象者と直接面談し、実態把握を行う機会が少なかったこと、相談対象者だけでなく、対象者を支援する家族への実態把握が令和6年度より行えなかったためであるとする。 ・相談者の続柄内訳において、初回相談者は「本人」「家族」が大半の中、「介護支援専門員」や「医療機関」からの相談は令和6年度より若干少なく、「町会」「民生委員」からの相談も令和6年度と同様の数値であるため、改めて地域包括支援センター（以下「センター」とする）の機能や役割について認識してもらうため、広報や周知が必要である。 ・一方、郵便局や新聞配達店等「民間企業」からの相談が令和6年度より増加した。その相談内容は「認知症」や「安否確認」についての相談であったため、民間企業への広報周知によって、センターが高齢者の相談窓口であると認識できた成果であるとする。 ・相談内容について、前述の通り「安否確認」が令和6年度より増加した。電話連絡や直接訪問等で確認できた事案が大半であったが、緊急性がある際は、速やかにセンター内で協議し、職員2名体制で対応する。高齢福祉課や警察等の協力のもとで動いた事案も複数あり、残念ながら発見時に他界されていた事案や、発見してすぐ救急要請し、助けることができた事案もあった。 ・「本人」や「家族」の「初回相談のきっかけ」は、「以前センターと関わり」が最も多く、続いて、「医療機関」、「高齢福祉課」となっている。「町会」、「民生委員」等の地域関係機関が相談のきっかけとなったことは、ほとんどなく、広報紙のほか多世代の方へ周知を図るため、ホームページにも力をいれているが、「広報紙、インターネット」を見て相談する方は、令和6年度より少なかった。 ・以上、認知症や安否確認等による緊急時相談において、早期にセンターへ相談連絡が入り、
	目標数値	R5年度	R6年度	R7年度
	予防給付	816	795	822
	うち新規	233	226	211
	見守り	13	17	4
	うち新規	85	137	66
	その他	38	82	49
	合計(A)	444	485	482
	うち新規	221	261	232
	合計(A)	762	848	759
	うち新規	272	360	285
	高齢者人口(B)	9,417	9,411	9,433
	実態把握率 (A/B)	8.1%	9.0%	8.0%
	○総合相談対応件数 (件)			
	目標数値	R5年度	R6年度	R7年度
	実件数	847	899	842
	延件数	1,175	1,278	1,233
	○相談形態内訳（延） (件)			
	目標数値	R5年度	R6年度	R7年度
	電話相談	587	628	561
	来所相談	55	63	79
	訪問相談	526	579	587
	その他	7	8	6
	○相談者の続柄内訳（延・重複あり） (件)			
	目標数値	R5年度	R6年度	R7年度
	本人	614	675	668
	家族親族	584	630	600
	民生委員	29	32	33
	町会・在宅福祉委員	3	1	4
	知人・近隣住民	26	37	24
	介護支援専門員	149	124	122
	介護保険事業所職員	30	30	25
	医療機関	59	75	64
	行政機関職員	36	48	32
	警察・消防署職員	7	8	10
	民間企業	8	8	21
	その他	17	18	11

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標1】 ・高齢者やその家族の相談を受け、実態把握を行い、適切な支援を受けることができる。	(1) 訪問時における対象者及びその家族の生活状況の確認 ・対象者だけでなく、同居する配偶者や子ども等の生活状況、対象者への介護状況等、世帯単位での実態把握を行う。 (2) 見守りネットワーク事業による実態把握 ・町会や民生委員等が状況を把握していない単身高齢者は、見守りネットワーク事業を活用して実態把握を行い、センターの周知を図る。 ・見守り支援を求めている対象者を、在宅福祉委員等の社会資源につなげる。 (3) 早期に支援対応ができる体制づくり ・初回相談を受けた時点で、困難性や緊急性が高い場合は複数職員で協議し、訪問等の対応を行う。 ・スーパーバイズの意味も含め、複数の職員で対応し、経験の浅い職員のスキルアップを図る。 ・相談内容によって、緊急対応を要する場面を想定でき、臨機応変に対応できるよう、職員全体の資質向上を図る。	・利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率 ・相談対応件数 ・相談者の続柄内訳 ・相談内容の内訳
【活動目標2】 ・地域住民や支援関係機関がセンターの機能、役割を認識し、センターに相談することができる。	(1) センターの広報周知・啓発活動 ・年2回発行している広報紙やリーフレットを利用し、センターの機能や活動内容等を広報する。 ・ホームページ(ブログ)にて、広報紙やリーフレットをダウンロードできるように整備し、より地域住民への更なる広報、周知に努める。 ・多世代が関心を持てるよう、センターの活動等の記事を掲載し、広報、周知する。 (2) 支援関係機関とのネットワーク、支援連携体制の構築 ・センターが高齢者の総合相談窓口であることを広報、周知するとともに、地域関係者や支援関係機関に対し、出前講座や懇談の機会を設けて、ネットワークを構築することにより、センターへ早期に相談連絡が入り、連携した支援が行える体制を整えていく。	・広報紙の発行 ・ホームページの運営

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
総合相談 支援業務	○相談内容内訳（延・重複あり）			(件)
		R5年度	R6年度	R7年度
	介護保険・総合事業	958	1,066	1,031
	保健福祉サービス	107	92	69
	介護予防	16	19	22
	心身の健康	56	67	72
	認知症	114	108	165
	住まい	53	63	32
	権利擁護	17	10	21
	安否確認	14	20	19
	その他	41	52	43
	○初回相談時 相談のきっかけ			(件)
	(相談受付票、本人、家族・親族からの相談による聞き取りを集計)			
	相談、包括を知るきっかけ	R6年度	R7年度	
	家族、親族	11	20	
	知人、近隣	28	23	
	町会、在宅	2	1	
	民生委員	2	1	
	市	高齢福祉課	46	37
		生活支援課	3	0
		その他課	10	7
	介護支援専門員	3	2	
	サービス事業所	13	12	
	市外、圏域外地域包括支援センター	19	2	
	医療機関	病院	39	41
		クリニック	7	2
	薬局	1	0	
	広報紙、インターネット	37	27	
	以前センターと関わり	124	110	
	その他	6	21	
	不明	44	36	
	○初回相談時 町別内訳（相談受付票より集計）			(件)
	町 別	R6年度	R7年度	
	北浜町	23	14	
	吉川町	15	5	
	亀田町	39	28	
	追分町	13	10	
	港町1	58	36	
	港町2	34	36	
	港町3	42	26	
	亀田港町	116	107	
	昭和町	4	12	
	亀田本町	86	70	
	桔梗町	68	55	
	桔梗1	22	28	
	桔梗2	34	32	
	桔梗3	41	32	
	桔梗4	39	35	
	桔梗5	39	44	
	西桔梗町	43	48	
	圏域外	4	3	
	市外	6	4	
	不明	7	5	
	対応していることから、目標は概ね達成したと考える。しかし、相談対応における相談対象者やその家族の状況について、実態把握しきれていないこと、地域や支援関係機関からの相談が少ない状況であることから広報、周知に課題があると考え、令和8年度はその課題解決に向けた目標を立て、活動する必要がある。			
	【活動目標2】			
	・クリニック、薬局が自身では体調管理が難しい高齢者に気づき、センターに相談することができる。			
	【評 価】			
	・令和6年度、クリニックからの相談連絡、連携が行えるよう、センターの社会福祉士部会が作成したリーフレット「クリニックとセンターの連携」を北部圏域のクリニックに配付したが、それ以降は広報、周知ができていなかったため、クリニックからの相談連絡が令和6年度より減少した。			
	・薬局においても、センター広報紙の配付時に周知を図るも、令和7年度は薬局からの相談連絡はなかった。函館市薬剤師会とは研修会や懇談会への参加の際に、その時にセンターの広報、周知を行うことができたが、それ以降は継続して関与することができていない。			
	・以上より、クリニックや薬局からセンターに相談がつながるように広報、周知ができなかったため、目標は達成できないと評価する。			
	・また、医療、介護の双方の支援が重要であることから「函館市医療・介護連携支援センター」とのつながりを強化し、地域に住まう高齢者に医療面、介護面の双方で円滑な支援が進めることができる体制を整えるため、目標を追加する。			
	【活動目標3】			
	・地域関係者が高齢者の異変に気づき、センターに相談することができる。			
	【評 価】			
	・総合相談支援業務において、相談者の続柄内訳より、地域関係者である「町会・在宅福祉委員」と「民生委員」からの相談件数は、前年とほぼ同様の中、「民間企業」からの相談が前年より倍に増加しているため、地域に住まう高齢者への見守りの目が広範となっていることがわかる。			
	・しかし、高齢者の異変に気付いてセンターに相談する地域関係者は、日頃からセンターと連携している一部地域に限られており、圏域全体として捉えると、センターとの関わりが少ない地域から、すぐに相談が入らないという課題がある。			
	・以上より、目標を一部達成と評価し、次年度もセンターの役割や機能について、広報、周知の強化に取り組み、町会、在宅福祉委員、民生委員、民間企業からの相談が増加を目指していく。			

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標3】 ・クリニック、薬局が病気によって、体調の自己管理が難しい高齢者を把握し、医療、介護の支援につながるができる。	(1) センターの広報周知・啓発活動 ・年2回発行している広報紙やリーフレットを利用し、地域の病院やクリニック、歯科医院、薬局、「医療・介護連携支援センター」等へセンターの機能や活動内容等を広報し、支援が必要な高齢者の早期発見、早期相談の大切さを周知する。 ・ホームページ(ブログ)にて、広報紙やリーフレットをダウンロードできるように整備する。 (2) クリニック、薬局との連携 ・クリニックや薬局から相談を受け、センターで支援対応を行った時は、その支援経過を報告する。支援対応にあたり、クリニックや薬局の支援を必要とする時は、協力して支援を進めていく。 ・「函館市医療・介護連携支援センター」等が主催する医療と介護の連携における研修会、懇談会の参加等、様々な機会を通し、顔の見える関係構築に努める。 ・薬局との連携強化にあたり、北部圏域に所属する薬局の他、函館薬剤師会とつながりを持ち、薬局と連携して円滑な支援を行えるようネットワークを構築する。 (3) 函館市医療・介護連携支援センターとの連携 ・個別支援や研修の機会などで、「函館市医療・介護連携支援センター」との連携を強く持ち、地域で住まう高齢者の医療面、介護面で連携し円滑な支援が出来る体制を整える。	・広報紙の発行 ・ホームページの運営 ・相談受付票の集計 (センターに相談したきっかけ、地域別相談件数) ・顔を合わせる機会を作ることができたクリニック、薬局の懇談会等 ・「函館市医療・介護連携支援センター」主催の研修会、懇談会等の参加回数
【活動目標4】 ・地域関係者や民間企業等が高齢者の異変に気づきセンターに相談することができる。	(1) センターの広報周知・啓発活動 ・年2回発行している広報紙やリーフレットを利用し、町会、民生委員、在宅福祉委員等の地域関係者にセンターの機能や活動内容等を広報し、支援が必要な高齢者の早期発見、早期相談の大切さを周知する。 ・地域に住まう多世代が関心を持てるよう、センターの活動等の記事を掲載し、広報周知する。 (2) 町会や民生委員等の地域関係機関との連携 ・地域関係機関等が行っている定例会の参加、事例や意見交換会を開催する等、地域関係者との顔を合わせる機会を作る。 ・地域関係者や民間企業の方々と顔を合わせた際に、地域の実情や孤立している高齢者、関わり方の難しい高齢者等がいるのか等についての聞き取りを行う。 ・センターへ相談する、しないの判断、相談のタイミングについて地域関係者の認識や困りごとを確認し、その上で、共通認識できるよう話し合いの場を設ける。 ・対象者への支援時、センターから地域関係者に生活状況を確認し、支援に巻き込む等、積極的に地域と関わっていく。 ・民間企業から気になる高齢者等に関する情報を把握し、安否確認等の際、協働して緊急対応が行える体制を整える。 ・通報、相談の連絡が少ない地域とのつながりを強めることができるよう、高齢者等の相談窓口として、改めてセンターの機能や役割について広報し、早期にセンターに通報、相談の連絡が入るよう、地域ネットワーク体制の強化に努める。	・広報紙の発行 ・ホームページの運営 ・相談受付票の集計 (センターに相談したきっかけ、地域別相談件数) ・顔を合わせる機会を作ることができた地域関係機関とその内容 ・出前講座の依頼 (講義内容、依頼先)

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和7年度 活動評価							
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価						
総合相談 支援業務	・「いきいき生活手帳」活用実績件数：4件 実施した職員：保健師：1名、社会福祉士2名、 主任介護支援専門員0名、介護支援専門員1名 ・リーフレット配布数：4回(広報紙への掲載も含む) ・出前講座での紹介：3回 ・総合相談支援業務による「介護予防」相談件数 <table><tr><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th></tr><tr><td>16</td><td>19</td><td>22</td></tr></table>	R5年度	R6年度	R7年度	16	19	22	【活動目標4】 ・フレイルリスクの高い高齢者や介護予防に関心が薄い高齢者が、介護予防や健康管理の大切さを認識し取り組みを考えることができる。 【評価】 ・「いきいき生活手帳」について、広報紙やリーフレットの配布、出前講座等で広報を図ったが、作成したいとの相談はなく、今後も地域住民へ広報を続けていく必要がある。 ・「いきいき生活手帳」の作成件数自体は、減少したものの、介護予防の相談件数はやや増加しており、センター職員の介護予防に対する意識は、少しずつではあるが向上していると考ええる。相談があった際に、担当者へ「いきいき生活手帳」作成も検討するよう声をかける等、センター内でも職員の意識の維持向上に努めた。 ・「いきいき生活手帳」は、認知症や独居生活への不安があり、どうして良いかわからない方、健康的な取り組み方をしたいがどうしたら良いかわからない方等、介護予防への関心が少しある方への活用が主となっている。介護予防に向けた動機付け支援の一環となっていると考えるが、件数は少なく、広くフレイルリスクの高い方や介護予防への関心が薄い高齢者へ実施できている訳ではないため、目標は達成できなかった。そのため、目標は継続とし、介護予防に向けた動機付け支援をすすめていきたい。
	R5年度	R6年度	R7年度					
16	19	22						

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標5】 ・フレイルリスクの高い高齢者や介護予防に関心が薄い高齢者が、介護予防や健康管理の大切さを認識し、取り組みを考えることができる。	(1) 介護予防セルフマネジメントの推進 ・個別支援時、介護保険サービスの利用に至らない高齢者に対し、「いきいき生活手帳」を活用し、介護予防の動機付け支援を行う。「いきいき生活手帳」作成に至らない高齢者に対しても、介護予防についての知識や関心が高まるよう関わりを行う。 ・センター内ミーティングにて、「いきいき生活手帳」の活用状況を確認し、介護予防についてセンター内で共通認識を図る。 ・個別相談時や見守りネットワーク等での訪問の際、出前講座や広報紙配布時等、「いきいき生活手帳」についてのリーフレットを配布し、地域住民に周知する。 ・「いきいき生活手帳」の活用を全職員が行えるよう職員への意識付け、働きかけを行う。 ・介護予防に関する相談対応をした際の総合相談支援業務としての計上を正しく行い、評価へ活用できるよう職員への周知、確認を行う。 ・地域住民に対してリーフレット等を活用し介護予防についての正しい知識の普及啓発を行う。 ・保健師部会にて、これまでの評価を元に対象者の範囲拡大等、今後に向けた協議を行う。	・「いきいき生活手帳」の活用実績件数 ・支援に至った理由等活用実績の内容 ・「いきいき生活手帳」の広報啓発回数 ・総合相談支援業務による「介護予防」相談件数

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価	
権利擁護業務	(1) 権利擁護相談対応状況		【活動目標1】	
	・対応件数 (件)		・権利擁護に関する知識や援助技術等の専門性を深めることで、適切な相談、支援を行う。	
		R5年度	R6年度	R7年度
	ケース数(実)	20件	16件	19件
	(医療連携ケース数)	8件	7件	12件
	・対応事例内訳（重複あり） (件)		【評価】	
		R5年度	R6年度	R7年度
	高齢者虐待	4件	1件	2件
	セルフネグレクト	0件	0件	0件
	成年後見等	1件	0件	0件
	消費者被害	0件	0件	0件
	その他重層課題事例	17件	16件	15件
	・相談、通報者の内訳（重複あり） (件)		・センター職員の知識や援助技術等の資質向上を図るため、①高齢者虐待対応における研修参加、②成年後見制度や債務整理等の対応ができるよう成年後見制度事例検討会や圏域担当弁護士との定例懇談会やセンター内研修を行い、③複合的、重層的課題があるケースの支援対応が行えるよう、障害分野に関する研修、複数課題に対する多職種との連携、協働等、権利擁護支援における必要な知識や援助技術を学ぶ研修参加の機会を作ってきた。また、所内研修に取り組み、講師側を経験することで理解を深める機会を作ってきた。 ・しかし、現場実践において、研修で学んできたことを実践で発揮することや他職員へ発信することには職員間に差があり、対応している職員は固定されているのが現状である。 ・以上のことから、目標は未達成とする。次年度も引き続き、研修参加などを通して権利擁護支援に対する知識や援助技術の向上を図る。	
		R5年度	R6年度	R7年度
	本人	1件	0件	1件
	家族・親族	4件	4件	7件
	知人・近隣住民	2件	0件	1件
	町会・在宅福祉委員	1件	0件	0件
	民生委員	1件	2件	1件
	介護支援専門員	6件	2件	1件
	介護保険事業所	0件	1件	0件
	医療機関	0件	1件	2件
	行政	1件	2件	1件
	警察・消防	3件	3件	3件
	民間企業	1件	1件	1件
	自立相談機関			1件
	その他	0件	0件	0件
	・支援困難となる主な問題（重複あり） (件)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	個人的要因			
	認知症	10件	13件	14件
	知的・精神等	7件	5件	5件
	疾病・依存症	9件	8件	6件
	ADL低下	4件	3件	1件
	依存症	1件	1件	4件
	上記以外	8件	4件	3件
	性格・気質	10件	11件	5件
	強いこだわり	3件	6件	2件
	管理がずさん	9件	8件	2件
	上記以外	6件	8件	3件
	社会的要因			
	家族の問題	13件	12件	15件
	疾患がある	3件	6件	5件
	関係悪化	7件	8件	9件
	上記以外	9件	11件	23件
	身寄りがいない	6件	5件	2件
	経済困窮	8件	5件	7件
	地域の不安、トラブル	4件	7件	6件
	支援拒否	6件	7件	0件
	不適切な対応	3件	1件	2件
	その他	9件	10件	8件
			【活動目標2】	
			・支援関係機関が権利擁護業務について理解を深め、支援対象者の異変に気づき、相談することができる。	
			【評価】	
			・令和7年度の権利擁護支援件数は19件あり、初回相談（通報）は「家族・親族」7件、「警察・消防」3件と多くなっているが、件数は令和6年度と度と大きな変化はない。医療機関や介護保険事業所からの相談のほか、民生委員や近隣住民、民間企業からの相談等、様々な立場からの相談がある。 ・対応者や連携機関として「家族・親族」が15件、次いで「医療機関」が12件と令和6年度より多くなっていた。本人の通院先以外に同居家族の通院先（精神科病院）との連携も多く、複合的な課題があり、家族全体の支援が必要な相談が増加している。 ・以上より、件数は少ないが様々な立場から異変に気づき、センターに相談が入っている状況であり、これまでの取り組みの効果があったと考えられるため、目標は一部達成とする。令和8年度以降はセンターへ早期相談を促進するために、今まで以上の多職種他機関とのネットワーク構築、強化に向けた取り組みを行う必要がある。	

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標1】 ・権利擁護に関する知識や援助技術等の専門性を深めることで、適切な相談、支援を行う。	(1) 日常業務における権利擁護支援対応について ・初回相談で得た情報を朝礼ミーティングで職員全体に共有し、その情報を基にケース分析し、初動対応方法について協議、検討する。 ・対応ケースの報告や支援対応等について、必要時にミーティングを随時行い、職員全体で協議、検討。終結を意識した支援を進めていく。 ・緊急対応を要するケースは相談を受け、すぐ出動できる体制を整える。 ・困難性が高いケースは3職種を主とし、複数職員で対応する。 ・3職種それぞれの視点での意見を出し合い、専門性を意識した連携、協働を図り、ケース対応を通して専門性向上を図る。 ・職員個々のスキルアップにより、職員同士の業務負担の標準化を図る。 (2) 権利擁護支援に関する研修会等の参加、センター職員への周知 ・権利擁護支援に必要な知識、技術向上のため、権利擁護支援にかかる関係機関、職能団体が主催する定例研修会や懇談会等に参加し、所内ミーティングにて、参加職員から研修内容を職員全体に伝達する。 (3) センター職員の資質向上に向けた取り組み ・権利擁護支援等による個別事例検討、各種研修会に参加した職員による伝達研修等の場を設け、現場での実践や研修で学んできたことを自ら言語化し、発表できる力を養うとともに、専門性を高め、センター職員の資質向上につながる取り組みを行う。	・支援件数及び終結件数 ・相談、通報者と対応者の総数と類型 ・センター内勉強会の開催内容、開催回数 ・権利擁護に関する研修会、懇談会の参加回数 ・権利擁護に関する研修参加後のセンター内伝達研修の回数 ・担当圏域弁護士への相談件数、懇談会、勉強会の開催内容
【活動目標2】 ・支援関係機関が権利擁護業務について理解を深め、支援対象者の異変に気づき、相談することができる。	(1) 権利擁護における各種支援関係機関とのネットワーク機能の強化 ・8050問題やダブルケア等の困難性が高いケース対応において児童、障がい、生活困窮等の対応が求められることから、新たな社会資源を見つけ、支援の幅が広がるネットワークを構築するため、センターにおける権利擁護活動の広報、啓発を図る。 ・医療機関や薬局等に権利擁護業務について周知し、相談が入る体制や支援協力ネットワーク構築を図る。 ・支援連携が円滑にできるよう、関係機関や職能団体が主催する権利擁護に関する研修会、懇談会等に参加し、支援関係者とのネットワークを構築する。 ・法的支援等について、円滑な支援を行うことができるよう、圏域担当弁護士と定例懇談会（毎月第3木曜日交流スペースよろこびにて開催）を行う。 (2) 支援関係機関への権利擁護に関する研修会等の開催 ・権利擁護支援が円滑に連携できるよう、地域の関係機関を対象に開催する。 <今年度の予定> ・令和8年度 北部圏域権利擁護勉強会 年2回程度開催予定。内容、開催時期、場所等について未定 ・令和8年度 北部圏域ケアマネジメント研修 当センター主任介護支援専門員と企画を検討して開催する予定 開催日時、場所について未定	・支援件数及び終結件数 ・相談、通報者と対応者の総数と類型 ・権利擁護に関する出前講座、研修会、懇談会の開催件数、開催内容 ・権利擁護に関する研修会、懇談会の参加回数 ・権利擁護に関する研修参加後のセンター内伝達研修の回数 ・担当圏域弁護士への相談件数、懇談会、勉強会の開催内容

(イ) 権利擁護業務

令和7年度 活動評価																																																					
事業内容																																																					
	実績（実施回数、内容、実施方法等）																																																				
	活動目標に対する評価																																																				
権利擁護 業務	・ ケース対応における対応者（重複あり）（件）																																																				
	<table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>8件</td><td>7件</td><td>6件</td></tr><tr><td>介護保険事業所</td><td>5件</td><td>8件</td><td>9件</td></tr><tr><td>知人・近隣住民</td><td>4件</td><td>3件</td><td>7件</td></tr><tr><td>町会・在宅福祉委員</td><td>1件</td><td>0件</td><td>2件</td></tr><tr><td>民生委員</td><td>6件</td><td>4件</td><td>5件</td></tr><tr><td>家族・親族</td><td>9件</td><td>11件</td><td>15件</td></tr><tr><td>行政</td><td>14件</td><td>9件</td><td>7件</td></tr><tr><td>警察・消防</td><td>5件</td><td>8件</td><td>6件</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>8件</td><td>9件</td><td>12件</td></tr><tr><td>不明匿名</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>自立相談支援機関</td><td>0件</td><td>0件</td><td>2件</td></tr><tr><td>その他</td><td>10件</td><td>8件</td><td>3件</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	介護支援専門員	8件	7件	6件	介護保険事業所	5件	8件	9件	知人・近隣住民	4件	3件	7件	町会・在宅福祉委員	1件	0件	2件	民生委員	6件	4件	5件	家族・親族	9件	11件	15件	行政	14件	9件	7件	警察・消防	5件	8件	6件	医療機関	8件	9件	12件	不明匿名	0件	0件	0件	自立相談支援機関	0件	0件	2件	その他	10件	8件	3件
		R5年度	R6年度	R7年度																																																	
	介護支援専門員	8件	7件	6件																																																	
	介護保険事業所	5件	8件	9件																																																	
	知人・近隣住民	4件	3件	7件																																																	
	町会・在宅福祉委員	1件	0件	2件																																																	
	民生委員	6件	4件	5件																																																	
	家族・親族	9件	11件	15件																																																	
	行政	14件	9件	7件																																																	
	警察・消防	5件	8件	6件																																																	
	医療機関	8件	9件	12件																																																	
	不明匿名	0件	0件	0件																																																	
	自立相談支援機関	0件	0件	2件																																																	
	その他	10件	8件	3件																																																	
	(2) 権利擁護業務に関わる研修会等の参加																																																				
	①高齢者虐待に関する研修会の参加																																																				
	・ 高齢者虐待対応勉強会																																																				
	主催：北海道社会福祉士会道南地区支部																																																				
	日時：令和8年3月17日																																																				
場所：コミュニティホールこん																																																					
参加：社会福祉士2名																																																					
②成年後見制度に関する研修会の参加																																																					
・ 成年後見制度事例検討会																																																					
主催：函館弁護士会、北海道社会福祉士会道南地区支部																																																					
日時：第1回 令和7年4月21日 第2回 令和7年7月14日																																																					
第3回 令和7年10月6日 第4回 令和8年1月19日																																																					
場所：亀田交流プラザ																																																					
参加：社会福祉士3名																																																					
③その他、困難事例に関する研修会等の参加																																																					
・ 令和7年度精神保健講演会																																																					
主催：函館地方精神保健協会																																																					
日時：令和7年11月1日																																																					
場所：函館市総合保健センター 2階 健康教育室																																																					
参加：社会福祉士1名																																																					
・ 難病事例検討会																																																					
主催：市立函館保健所 保健予防課																																																					
日時：令和7年11月4日																																																					
場所：函館市総合保健センター 2階 健康教育室																																																					
参加：社会福祉士1名																																																					
④センター内勉強会の開催																																																					
・ 第1回勉強会（担当：社会福祉士）																																																					
日時：令和7年8月27日																																																					
内容：養護者による高齢者虐待対応の基本的な流れ																																																					
・ 第2回勉強会（担当：主任介護支援専門員）																																																					
日時：令和7年10月29日																																																					
内容：センター業務とカスタマーハラスメント																																																					
・ 第3回勉強会（担当：保健師）																																																					
日時：令和7年12月24日																																																					
内容：チームオレンジ整備に関する協議																																																					
・ 第4回勉強会（担当：自立相談部門）																																																					
日時：令和8年2月25日																																																					
内容：「ヤングケアラー研修会報告と 自立相談支援の業務の振り返り」																																																					

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(イ) 権利擁護業務

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
権利擁護 業務	（１）住民に対する広報・啓発活動 ・ 出前講座 ①令和7年7月10日 第6方面民生児童委員連絡協議会 内容：高齢者虐待について 参加：20名 ②令和7年11月10日 にこやか教室亀田本町 内容：高齢者虐待について 参加：5名 ③令和7年11月20日 老人クラブ桔梗松葉会 内容：消費者被害について、成年後見制度について 参加：27名 ・ リーフレットの配付 ①高齢者虐待について 各地域の自主活動グループに配付（2機関） 圏域の医療機関に配付（21機関） ②成年後見制度について 圏域の金融機関・郵便局に配付（11機関） ③消費者被害について 各地域の自主活動グループに配付（6機関） ・ ホームページ（ブログ）にコラムを掲載 ①令和7年9月5日 掲載 内容：高齢者虐待について （２）支援関係機関に対する広報・啓発活動 ・ 主催した研修会について ①令和7年度 第1回北部圏域権利擁護勉強会 開催日：令和7年8月28日 場所：亀田港町会館 内容：「身寄りのない方への支援」と「成年後見制度」 講話・グループワーク 参加：12名（居宅介護支援事業所、通所介護事業所） ②令和7年度第2回北部圏域権利擁護勉強会 開催日：令和8年3月26日 場所：亀田港町会館 内容「支援困難事例報告」「高齢者の権利擁護と虐待防止」 事例報告、意見交換 参加：5名（居宅介護支援事業所） ・ 参加した研修会、懇談会について ①法テラスと包括支援センター懇談会 主催：函館市地域包括支援センター連絡協議会 法テラス函館 日時：令和8年3月6日 内容：法テラス相談対応状況報告 事例検討（グループワーク） 場所：コミュニティホールこん 参加者：社会福祉士2名、保健師1名	【活動目標3】 ・ 8050問題やダブルケア等の問題が認知症や虐待等の問題につながっている等、身近な社会にあると認識できるよう、多世代の地域住民が理解することができる。 【評 価】 ・ 権利擁護対応による支援困難ケースでは、当事者自身が抱える様々な問題（認知症、精神疾患、性格、気質等）の他に、当事者を支える家族の問題（経済困窮、家族関係の悪化、精神疾患等）が複雑に積み重なっているケースが増加している。 ・ 8050問題やダブルケア等の問題の周知を目的として出前講座に取り組んだが、機会が少なく、地域住民等への広報周知は不十分であったため、目標は未達成とする。 ・ 令和8年度以降も認知症や虐待等の問題につながる可能性がある社会の問題について、地域住民の理解が深まるような広報周知および啓発を図る。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標3】 ・8050問題やダブルケア等の問題が、認知症や虐待等の問題につながることを地域住民が理解することができる。	(1) 出前講座等による権利擁護に関する広報、啓発 ・出前講座の機会を活用し、権利擁護に関する身近な話題や報道ニュース（8050問題、ダブルケア、ケアラー、ヤングケアラー、消費者被害等）について、リーフレット等を用いて講話し、関心を持つことができるよう働きかける。 ・講師が一方向的に話すのではなく、参加者がより関心を持つことができる内容となるように工夫して行うよう努める。 ・町会、民生委員、在宅福祉委員、老人クラブの他、多世代の方々が勤める民間企業や教育機関との交流を図り、認知症や虐待、消費者被害等に関する情報を発信し、権利擁護についての意識が高まるよう働きかける。 (2) 広報紙の発行やリーフレットの活用 ・年2回発行する広報紙に権利擁護に関する記事を掲載し、地域住民、商業施設、医療介護関係機関、教育機関等へ周知する。 ・8050問題やダブルケア、ケアラー、ヤングケアラー、消費者被害等の問題について、広報周知し、認識してもらえよう努める。 (3) ホームページ（ブログ）の活用 ・ホームページに権利擁護に関する活動について、随時報告する。 ・権利擁護に関するコラムを掲載する。（年1、2回程度）	・出前講座の開催内容、回数、参加対象者 ・広報紙やホームページでの活動報告内容、回数

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価																											
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価																								
包括的継続的 ケアマネジメント 支援業務	○介護支援専門員への個別支援状況（実）（件）			【活動目標1】 ・介護支援専門員が、多職種相互の連携による効果に気づき、個を意識したケアマネジメントについて理解を深めることができる。 【評価】 ・相談者の内訳は、介護支援専門員が最も多く、次いで対象者本人、対象者の家族となった。介護支援専門員からの相談が令和6年度より増加し、相談しやすい関係構築のための活動の効果や、多職種連携による効果を実感し、早期相談につながったと考える。 ・支援に至った要因としては、「対象者の問題」が最も多く、次いで「介護支援専門員自身の問題」「家族の問題」となった。「対象者の問題」「家族の問題」ではどちらも「気質・性格の問題」「不適切な要求」が多くの割合を占めており、介護支援専門員が支援の困難性を感じている要因となっていると考えられる。 ・支援内容では「介護支援専門員への支援」の「対応の振り返り」「助言又は指導」が最も多く、多職種相互の連携による効果の振り返りや気づきが得られる機会となっている。 ・介護支援専門員が家族対応に苦慮しているケースでは、対象者の支援を関係者間で検討する他、地域での見守り体制の構築やご家族の理解も含めたケアマネジメント体制の構築のため、地域ケア会議を開催したケースもあった。 ・居宅介護支援事業所からの相談傾向を確認する、「介護支援専門員相談確認シート」総数は15件となり、「制度」に関する相談が最も多く、圏域内外問わず相談が多かった。また、制度に関する相談では、行政に内容を確認し、介護支援専門員と共有を行ったほか、センターでも共有を行うなどし、職員のスキルアップとしても活用している。 ・個別支援の傾向から、対象者の問題のみならず家族の問題を含めた複合的な課題に対する、介護支援専門員の対応力の向上のため、多職種との連携やチームアプローチによるケアマネジメントについて引き続き理解を深めていく必要があることから、目標は一部達成と評価する。令和8年度も目標を継続し、多職種連携や地域支援者との関係構築、連携を意識した取り組みを行っていく。																								
	<table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>ケース数</td><td>6</td><td>9</td><td>11</td></tr><tr><td>終結数</td><td>6</td><td>9</td><td>11</td></tr><tr><td>終結率</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr></table>					R5年度	R6年度	R7年度	ケース数	6	9	11	終結数	6	9	11	終結率	100%	100%	100%								
		R5年度	R6年度		R7年度																							
	ケース数	6	9		11																							
	終結数	6	9		11																							
	終結率	100%	100%		100%																							
	(1) 相談者内訳																											
	<table><tr><td>項目</td><td>該当件数</td><td>割合</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>4</td><td>36%</td></tr><tr><td>事業所の管理者</td><td>1</td><td>9%</td></tr><tr><td>介護サービス事業所</td><td>1</td><td>9%</td></tr><tr><td>対象者本人</td><td>2</td><td>18%</td></tr><tr><td>対象者の家族</td><td>2</td><td>18%</td></tr><tr><td>その他</td><td>1</td><td>9%</td></tr></table>				項目	該当件数	割合	介護支援専門員	4	36%	事業所の管理者	1	9%	介護サービス事業所	1	9%	対象者本人	2	18%	対象者の家族	2	18%	その他	1	9%			
	項目	該当件数	割合																									
	介護支援専門員	4	36%																									
	事業所の管理者	1	9%																									
	介護サービス事業所	1	9%																									
	対象者本人	2	18%																									
	対象者の家族	2	18%																									
	その他	1	9%																									
	(2) 支援に至った要因（多い順）																											
	①対象者の問題（13件）																											
	<table><tr><td>項目</td><td>該当件数</td><td>割合</td></tr><tr><td>気質・性格の問題</td><td>7</td><td>54%</td></tr><tr><td>不適切な要求</td><td>3</td><td>23%</td></tr><tr><td>認知症による問題行動</td><td>2</td><td>15%</td></tr><tr><td>支援拒否</td><td>1</td><td>8%</td></tr></table>				項目	該当件数	割合	気質・性格の問題	7	54%	不適切な要求	3	23%	認知症による問題行動	2	15%	支援拒否	1	8%									
	項目	該当件数	割合																									
	気質・性格の問題	7	54%																									
	不適切な要求	3	23%																									
	認知症による問題行動	2	15%																									
	支援拒否	1	8%																									
	②介護支援専門員自身の問題（8件）																											
	<table><tr><td>項目</td><td>該当件数</td><td>割合</td></tr><tr><td>対人援助技術</td><td>7</td><td>88%</td></tr><tr><td>過剰な支援</td><td>1</td><td>13%</td></tr></table>				項目	該当件数	割合	対人援助技術	7	88%	過剰な支援	1	13%															
	項目	該当件数	割合																									
	対人援助技術	7	88%																									
過剰な支援	1	13%																										
③家族の問題（7件）																												
<table><tr><td>項目</td><td>該当件数</td><td>割合</td></tr><tr><td>気質・性格の問題</td><td>4</td><td>57%</td></tr><tr><td>不適切な要求</td><td>2</td><td>29%</td></tr><tr><td>精神疾患による問題行動</td><td>1</td><td>14%</td></tr></table>			項目	該当件数	割合	気質・性格の問題	4	57%	不適切な要求	2	29%	精神疾患による問題行動	1	14%														
項目	該当件数	割合																										
気質・性格の問題	4	57%																										
不適切な要求	2	29%																										
精神疾患による問題行動	1	14%																										
(3) 支援内容（多い順）																												
①介護支援専門員への支援（13件）																												
<table><tr><td>項目</td><td>該当件数</td><td>割合</td></tr><tr><td>対応の振り返り</td><td>7</td><td>54%</td></tr><tr><td>助言又は指導</td><td>4</td><td>31%</td></tr><tr><td>連携のための支援</td><td>2</td><td>15%</td></tr></table>			項目	該当件数	割合	対応の振り返り	7	54%	助言又は指導	4	31%	連携のための支援	2	15%														
項目	該当件数	割合																										
対応の振り返り	7	54%																										
助言又は指導	4	31%																										
連携のための支援	2	15%																										
②その他（6件）																												
<table><tr><td>支援チーム一員としての支援</td><td>4</td><td>67%</td></tr><tr><td>地域ケア会議の開催</td><td>1</td><td>17%</td></tr><tr><td>その他</td><td>1</td><td>17%</td></tr></table>			支援チーム一員としての支援	4	67%	地域ケア会議の開催	1	17%	その他	1	17%																	
支援チーム一員としての支援	4	67%																										
地域ケア会議の開催	1	17%																										
その他	1	17%																										
○介護支援専門員相談確認シート																												
令和7年度																												
<table><tr><td rowspan="2">居宅 所在地</td><td>圏域内</td><td>8件</td></tr><tr><td>圏域外</td><td>7件</td></tr><tr><td rowspan="3">対象者 住所</td><td>圏域内</td><td>13件</td></tr><tr><td>圏域外</td><td>なし</td></tr><tr><td>不明</td><td>2件</td></tr><tr><td rowspan="5">相談内容 （重複あり）</td><td>制度</td><td>6件</td></tr><tr><td>請求</td><td>5件</td></tr><tr><td>社会資源</td><td>2件</td></tr><tr><td>施設、事業所</td><td>なし</td></tr><tr><td>その他</td><td>2件</td></tr><tr><td colspan="2">対応件数合計</td><td>15件</td></tr></table>			居宅 所在地	圏域内	8件	圏域外	7件	対象者 住所	圏域内	13件	圏域外	なし	不明	2件	相談内容 （重複あり）	制度	6件	請求	5件	社会資源	2件	施設、事業所	なし	その他	2件	対応件数合計		15件
居宅 所在地	圏域内	8件																										
	圏域外	7件																										
対象者 住所	圏域内	13件																										
	圏域外	なし																										
	不明	2件																										
相談内容 （重複あり）	制度	6件																										
	請求	5件																										
	社会資源	2件																										
	施設、事業所	なし																										
	その他	2件																										
対応件数合計		15件																										

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標1】 ・介護支援専門員が、多職種相互の連携による効果に気づき、個を意識したケアマネジメントについて理解を深めることができる。	(1) 相談しやすくなる関係の構築 ・日ごろから、「相談しやすい、寄りやすい」存在となるような関係の構築を図る。 ・広報紙の配布 ・来所時の積極的な声掛けや情報交換を意識した関わりを継続する。 ・交流スペースにおける情報提供や情報交換の場として活用する。 ・メール等を活用した情報発信や広報を行う。 ・研修会や地域ケア会議を通して、センターの役割の理解と活用、協働することができるような関わりを持つ。 ・研修会に不参加の事業所への参加推奨を継続する。（案内方法の工夫説明・研修に関する意見聴取等） ・圏域の居宅介護支援事業所との懇談会を企画・実施し、顔の見える関係性の拡大を図り、相談・連携しやすい環境づくりを行う。 (2) 個別ケースでの対応による気づき、スキルアップの促し ・介護支援専門員への個別支援においては、終結を意識した関わりを持ち、終結確認時にケースの振り返りを行うことにより介護支援専門員のスキルアップを目指し、センター内でもケースの共有を行う。 ・社会資源の活用や必要時の地域支援者（民生委員や在宅福祉委員等）とつなぐための支援を継続する。 ・個別支援の対応ケースについて、センター内で随時共有、相談を行い職員のスキルアップを図る。 (3) 相談・確認シートの活用 ・居宅介護支援事業所から相談があった内容や対応した結果を「相談・確認シート」に記録し、集計、活用する。 → ケアマネジメント研修等への反映や職員のスキルアップに活用する。 (4) 圏域ケアマネジメント研修、研修幹事会、懇談会の活用 ・個別支援ケースの傾向や日ごろの相談内容等を踏まえ、研修会への反映や研修幹事会、懇談会の場を活用し情報共有を行う。 ・地域ケア会議についての広報を行う。	・個別支援数 ・終結率 ・多職種や地域との連携を視野に入れたケース ・介護支援専門員からの相談件数(相談シート) ・対応の振り返りの内容 ・圏域研修アンケートの内容

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容

包括的継続的
ケアマネジメント
支援業務

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

(1) 合同ケアマネジメント研修開催状況（R7年9月18日、19日）

	R5年度	R6年度	R7年度
開催回数	2回	2回	2回

・圏域の参加状況（16事業所中）

	1回目	2回目	合計
事業所数	6事業所	8事業所	14事業所
参加率	38%	50%	88%

(2) 圏域内ケアマネジメント研修開催状況（懇談会、その他）

	R5年度	R6年度	R7年度
開催回数	2回	2回	3回

①令和7年 5月 27日

居宅介護支援事業所との懇談会
（圏域居宅6事業所・11名参加）

（意見交換）
・高齢者虐待防止推進の取組、業務継続計画、研修テーマ、地域や他機関との連携状況、地域ケア会議、認知症カフェ等

②令和7年 10月 24日

居宅介護支援事業所との懇談会
（圏域居宅3事業所・4名参加）

（意見交換）
・高齢者虐待防止推進の取組、業務継続計画、研修テーマ、地域や他機関との連携状況、地域ケア会議、認知症カフェ等

③令和8年3月11日

北部圏域ケアマネジメント研修（集合研修）

（テーマ）
～こんなときどうしてる？～本人の支援における家族との関わり方
（集合研修・ワールドカフェ方式）
・多職種連携（認定訪問看護師）

・参加状況（居宅：16事業所中）

居宅介護支援事業所数	14事業所	参加人数	居宅介護支援事業所 37名
参加率	88%		その他 2名

※その他：訪問看護事業所 1事業所

・圏域研修アンケート結果（抜粋）

令和8年3月11日開催

理解	理解できた	97 %	できなかった	3 %
業務への活用	できそう	89%	どちらとも	11%
	難しい	0%	その他	0%
学びたいテーマ	1.精神疾患のケース（17件・31%）			
	2.認知症・独居のケース（15件・28%）			
	3.家族対応に苦慮したケース（10件・19%）			

※アンケート回収率：92%

【活動目標2】

・対象者及び家族の背景因子に着目し、個々に寄り添った対人援助ができる。

【評価】

・合同ケアマネジメント研修では圏域内の居宅介護支援事業所14事業所参加し、参加率は88%であった。また、圏域の介護保険施設やグループホームの参加もあり、研修内容について、関心の高さが伺える結果となった。

・アンケートでは、「個々に寄り添った対人援助」について85.1%が「もともとできていた」「できそうである」と回答しており、活動目標は達成したと考える。

・圏域居宅介護支援事業所との懇談会について、今年度は2回開催。計9事業所と懇談を行い、高齢者虐待防止推進への取組みや業務継続計画等の制度改正後の取組状況の共有、関係機関や地域との連携、社会資源情報の共有など活発な意見交換が行えたほか、介護支援専門員同士のネットワーク構築や連携、協働できる体制構築に役立つ機会にもなった。

・圏域ケアマネジメント研修では、圏域の主任介護支援専門員による研修幹事会（5事業所）を2回開催した。研修内容の打合せ、意見交換を行い、昨年度のアンケート結果を参考に、日頃の業務で学びを深めたいと感じているテーマについて検討し、研修を企画した。また、令和7年度より、新たに2事業所の管理者が幹事となったため、居宅介護支援事業所との連携を拡大することができた。

・圏域居宅介護支援事業所の参加率は88%、37名の介護支援専門員が参加したほか、多職種連携における相互理解やネットワーク構築の機会として、訪問看護事業所の参加もあり、意見交換、情報共有を行った。アンケート結果より、活動目標は達成できていると評価する。次年度は、令和9年の制度改正を踏まえ、介護支援専門員に求められる質や役割について理解を深め、より質の高いケアマネジメントの実践につながるよう、研修幹事会が企画した研修や懇談会を行っていきたい。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標2】 ・地域包括ケアを意識した、より質の高いケアマネジメントを考えることができる。	【開催目的】 ・多くの介護支援専門員が、令和9年度に改正される介護保険制度のポイントについて学び、事業所ならびに介護支援専門員に求められる質や役割を理解することができる。 【内 容】 (1) <合同ケアマネジメント研修> 年2回(11月予定) テーマ：令和9年度 介護保険制度改正のポイントを学ぶ。 ・主任介護支援専門員部会にて、令和8年度の研修計画を策定し、その内容として、介護保険制度の改正が令和9年度に行われることから、制度改正内容について知り、改正後における、介護支援専門員に求められる役割について理解することを目的に開催する。 ・研修構成は講義、演習の予定。(同内容で2回実施) (2) <圏域ケアマネジメント研修> 年2回以上 ・圏域内の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を研修幹事として多職種と連携した研修を企画して開催する。 ・令和7年度のアンケート結果や合同研修の内容等も踏まえて企画する。 ・研修会で、自立支援に着目したケアマネジメントの実践の意識づけ動機付けができるよう内容を検討する。 ・研修幹事会を開催(2～3回)し、内容の検討や役割分担を行う。 ・センターの介護支援専門員も研修会の企画、運営に参加する。 (センターの介護支援専門員のスキルアップを目的) ・開催方法を検討し、顔の見える関係づくりへの取り組みを継続する。 ・参加者のニーズ等を把握し、研修内容に反映するため、アンケートを実施する。 ・多職種との交流、連携を図る。 ・居宅介護支援事業所間やセンターとの関係構築を行う。 ・研修方法、時間帯等について検討し、多くの介護支援専門員が参加しやすい研修となるよう、工夫して行う。 ・圏域の居宅介護支援事業所との懇談会を開催し、顔の見える関係性の拡大を図り、相談、連携しやすい環境づくりを行う。 ※合同ケアマネジメント研修を2回、圏域ケアマネジメント研修、懇談会を2回以上の開催を目標とする。	・開催回数 ・圏域研修参加率 ・理解、満足度 (アンケート結果)

(イ) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価																	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																
地域ケア会議 推進事業	(1) 開催状況 ①個別型地域ケア会議 <table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>目標数値</td><td>6回</td><td>6回</td><td>6回</td></tr><tr><td>達成回数</td><td>6件</td><td>6件</td><td>6件</td></tr><tr><td>達成率</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr></table> ・6件中1件は以前開催経緯があり再検討のケース ・6件中2件は地域住民、民生委員からの相談を切っ掛けに開催 ・6件中3件はセンター判断にて開催。 ・独居高齢者であり、認知症による生活への影響から、地域住民が不安を抱えているケースが多い。 ・6件中5件は担当介護支援専門員やサービス事業所が会議に参加し、地域関係者や多機関との連携、ネットワーク構築を行った。 ②自立支援型地域ケア会議 ・令和7年11月 当センターより事例提供 ・保健師、主任介護支援専門員が助言者として参加 ・令和7年12月 セラピストとの意見交換会に参加（保健師、主任介護支援専門員）		R5年度	R6年度	R7年度	目標数値	6回	6回	6回	達成回数	6件	6件	6件	達成率	100%	100%	100%	【活動目標1】 ・支援者が、多様な機関とのネットワークを活用し、様々な視点からのケアマネジメントへの気づきを得ることができる。 【評価】 ・個別型地域ケア会議を6回開催し、目標数値を達成した。 ・ケースの傾向としては、いずれも独居高齢者であり、認知症が原因で問題が顕在化し、徘徊や火の始末、安否確認や緊急時対応等の問題を抱え、地域住民が気にかけてはいるものの、対応への負担感や不安を抱えているケースが多い傾向となった。 ・会議参加者も、民生委員や在宅福祉委員、地域住民、民間企業などのインフォーマルのほか、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や介護サービス事業所の介護支援専門員が会議に出席し、本人の課題に対し、様々な機関とネットワークを構築し、多様な視点からケアマネジメントへの気づきが得られる機会となった。 ・認知症により、地域住民が不安や対応への負担を感じているケースでは、認知症であっても住み慣れた地域で暮らすことができるために、地域で認知症に対する理解を深めたいとの声があり、民生委員に向けた認知症サポーター養成講座の開催につながったケースもあった。 ・広報、啓発については、広報紙配布や出前講座等の場で広報、啓発を行っているほか、地域ケア会議についてのリーフレットを作成し、居宅介護支援事業所との懇談会の場で配布、説明を行い、地域ケア会議の効果や有用性についての周知を行った。 ・上記より、多機関とのネットワークを活用し、様々な視点からのケアマネジメントに資する気づきが得られる機会となったが、問題が重層化、複雑化していたり、必要な支援につながりにくいケースが多いことから、引き続きネットワーク構築や多機関との連携を推進していく必要があり、目標は一部達成と評価する。令和8年度も目標を継続し、支援者や関係機関がお互いの役割を知り、多機関との連携やケアマネジメント力の向上に向けた取り組みを継続していく。
		R5年度	R6年度	R7年度														
	目標数値	6回	6回	6回														
	達成回数	6件	6件	6件														
	達成率	100%	100%	100%														
	(1) 地域課題の把握																	
	・認知症や疾病等により生活に支障をきたし、問題が顕在化することで、地域住民や不安や対応への負担を感じているケースが多く、背景には、地域との関係性が希薄であることや、そのことで、当事者の変化に周囲が気づけず問題が複雑化している傾向が多い。																	
	また、支援にはつながっているが、介護支援専門員やサービス事業所等の専門職と、近隣住民や本人の身近にある資源とつながっておらず、適切な支援への連携が困難となっているケースもあり、多様な機関との連携、ネットワーク構築が重要となってきている。																	

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標1】 ・支援者が、多様な機関とのネットワークを活用し、様々な視点からのケアマネジメントへの気づきを得ることができる。	(1) <個別ケースの検討を行う地域ケア会議（圏域）> ①ケース選定について ・総合相談や介護支援専門員の個別支援で担当しているケースから、地域ケア会議の開催が有効と思われるケースを、センター内ミーティングで共有し、開催の検討を行うほか、センター内事例検討会等の機会を通じて、地域ケア会議の手法を用いた課題解決の検討等を行う。 ・地域や介護予防支援業務の委託先介護支援専門員からの相談ケースについて、センター内ミーティングで共有し、開催の検討を行う。 ②地域ケア会議の開催について ・選定されたケースについて、地域ケア会議を開催し、地域で支えていくための体制やネットワークを構築し、自立に向けた支援につなげていく。 ・ケースの積み重ねによる多くのネットワーク構築とその活用、地域ケア会議や研修等を通し、地域ケア会議の有効性や効果を地域の介護支援専門員に伝達していく。 ・地域でつながるメリットを知ってもらうため、地域支援者等の参集者を工夫し、地域ケア会議終了後のモニタリングを通して関係を強化する。 ・早期発見、早期介入のメリット、共有や相談のタイミングについて共有する。 ※個別対応型地域ケア会議を6回の開催を目標とする。 ③広報・啓発について ・個別の地域ケア会議開催時のほか、各種懇談会や会議、出前講座等の機会に支援が必要な人の早期発見（重度化防止）の重要性や相談のタイミング等について共有する。 ・居宅介護支援事業所へのアンケートや対応ケースの傾向分析、事業所訪問や懇談会等による面談の機会を持ち、地域ケア会議の効果や有用性についての周知を図るほか、顔の見える関係性を構築し、センターへ相談、連携しやすい関係性の構築を行う。 ・地域ケア会議について、広報紙を配布し地域への周知を図る。 ・民生委員や関係機関と地域での気になる高齢者などの情報共有を行っていく。 (2) <自立支援型地域ケア会議> ・介護支援専門員が、多職種連携や本人、地域の強みを活かした自立支援について考える機会を多く持ってもらえるよう、ケース選定の際は居宅介護支援事業所を訪問し、ケア会議の目的等について説明、周知の機会を設けていくほか、会議後の振り返りやモニタリングを通じた効果の検証を行っていく。 ・ケース提供を行った介護支援専門員やその事業所について、実施後の感想や意見を踏まえ、開催の段取りや気づきについて、居宅介護支援事業所内で共有が図れるよう、自立支援型地域ケア会議への理解を深めることができるよう周知する。	・開催回数と達成率 ・モニタリング（効果測定）

(イ) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
地域ケア会議 推進事業	①北浜町	
	テーマ	地域コーディネーターと生活支援コーディネーターの意見交換
	参加機関	地域コーディネーター3名、生活支援コーディネーター5名、自立相談支援機関1名
	内容	意見交換 ・お互いの役割の確認 ・活動している中で困っていること、課題と感じていること ・上記を踏まえた上で協働していくことができること
	(令和7年7月23日開催分)	
	参加機関	町会、民間企業、学生団体
	内容	・地域課題の共有 ・地域課題に対する具体策の検討(除雪ボランティア)
	(令和7年12月25日開催分)	
	②桔梗西部地区 ・令和7年度開催実績なし。	
	【活動目標2】 ・地域が他機関とつながることで、活動に関心を持つ人が増える。	
【評価】 ①北浜町 ・7月開催分については、地域コーディネーターと生活支援コーディネーターがお互いの役割理解につながる機会となり、それぞれが感じている課題を共有する場となった。ネットワーク構築を図ることができ、他センターのコーディネーターも具体的な地域活動へと発展させることができています。当センターもこれまで繋がりの無かった地域コーディネーターとつながることができ、亀田本町地域ケア会議へも参集することができ、今後も協働していく方向で動くことができた。 ・12月開催分については、関係機関により、地域の現状や課題を共有し、解決に向けて具体策を検討した。実際の活動にもつながり、第2層生活支援コーディネーター業務の中で評価を行っていく。		
②桔梗西部地区 ・自主活動支援や地域関係者の声として、老人クラブや在宅福祉委員の活動など、地域での活動には大きく変化はなく継続できている。昨年度は町会役員や民生委員より、子どもの居場所づくりをきっかけとした多世代交流の機会を創出したいとの声があり、課題の整理と活動に向けた話し合いの機会があったが、今年度は双方の予定が合わず、話し合いの場を設けることができなかった。次年度は具体的な話し合いができるよう働きかけを行っていく。		

[illegible]

(I) 地域ケア会議推進事業

令和 7 年度 活動評価							
事業内容							
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価						
③桔梗地区 ・令和7年度開催実績なし。	③桔梗地区 ・令和7年度は地域ケア会議を開催していない。 ・「つながるマルシェ」等を行っているが、地域とのつながりが希薄である状況は未だに改善されたとはいえないことから、令和6年度に、交流スペースの活用や多世代交流の機会創出を目的とした「ほっとサロン縁じょい」を創設。創出された活動については今年度も継続して開催しており、第2層生活支援コーディネーター業務のなかで評価を行っていく。マルシェやサロン等の活動を展開していくなかで、新たな地域課題が見えてくることも考えられ、必要に応じて地域ケア会議の活用を検討していく。						
④亀田本町第4町会	④亀田本町第4町会 ・亀田本町第4町会地区は、町会での夏祭りや茶話会井戸端会議の行事の開催や独居高齢者に寄り添った見守りネットワーク活動を継続して行っているも、町会役員の高齢化や担い手不足、町会会員の減少に伴い、地域活動が衰退し、参加者の固定化と参加人数の減少が課題となっていた。そこで、令和7年度に多世代交流の場として、町会独自に「サロンかめよん」が創設され、これまで5、6、7、8月と4回サロンを開催したが、参加者数が毎回5名以下と活動が低迷し、9月以降はサロンの開催を休止していた。課題解決に向け、町会単独での活動では無く、多世代他機関がつながり、地域活動の維持や発展を狙える場として、サロンを再活用していく方向となった。また、今後の活動に向けた検討を行うため、実行委員会を立ち上げることとなった。令和8年度以降にサロン活動を再開する予定であり、第2層生活支援コーディネーターとして協働していく。地域ケア会議については、サロン活動や見守りネットワーク会議、茶話会井戸端会議等で地域と協働していくなかで、必要に応じて開催を検討していく。						
<table><tr><td>テーマ</td><td>地域で多世代他機関がつながり、地域活動の維持や発展をしていくために</td></tr><tr><td>参加機関</td><td>町会役員、自立相談支援機関、亀田小学校地域コーディネーター</td></tr><tr><td>内容</td><td>・町会での地域行事や活動の現状確認 ・地域関係者からの意見等の収集 ・多世代の方々が求めている活動等に関する情報収集、共有 ・現存のサロンを再活用する形での集いの場の創出※サロンかめよん（仮称）の創設</td></tr></table> (令和7年11月16日開催分)	テーマ	地域で多世代他機関がつながり、地域活動の維持や発展をしていくために	参加機関	町会役員、自立相談支援機関、亀田小学校地域コーディネーター	内容	・町会での地域行事や活動の現状確認 ・地域関係者からの意見等の収集 ・多世代の方々が求めている活動等に関する情報収集、共有 ・現存のサロンを再活用する形での集いの場の創出※サロンかめよん（仮称）の創設	
テーマ	地域で多世代他機関がつながり、地域活動の維持や発展をしていくために						
参加機関	町会役員、自立相談支援機関、亀田小学校地域コーディネーター						
内容	・町会での地域行事や活動の現状確認 ・地域関係者からの意見等の収集 ・多世代の方々が求めている活動等に関する情報収集、共有 ・現存のサロンを再活用する形での集いの場の創出※サロンかめよん（仮称）の創設						
⑤港町2丁目市営住宅 ・自治会関係者2名とネットワーク構築実施 ・地域ケア会議の開催へは至っていない。	⑤港町2丁目市営住宅 ・7月に自治会関係者の方を訪問し、意見交換の場を持つことについて了承を得たが、具体的な調整に至らなかったため、令和8年度の取り組みとしたい。						
	⑥総評 ・以上より、他機関とつながりやネットワークを拡げることで、活動に関心を持つ人が増えている地域もあるが、活動状況には地域差が大きい現状がある。目標は一部達成とし、取り組むことができていない地域では、更なる発展を目指し活動し、できていない地域には、取り組みを始められるよう働きかけていく必要がある。						

地域ケア会議
推進事業

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
	(3) 亀田本町第4町会 ・町会行事等における学生ボランティアの協力、子どもを持つ親と交流の場を作っている町会の活動が今後も反映できるよう、それぞれの立場で地域に貢献できることの検討や、地域の支え合いネットワーク構築を図り、その際に地域で生じている新たな問題が生じた時に地域ケア会議を開催し、地域ネットワーク構築や地域の問題における課題の発見と共有、地域にある既存の社会資源の再開発、新たな社会資源の創設を図っていく。 ・地域で行っている単身高齢者や高齢者夫婦世帯の見守り活動について状況把握し、活動における生活の困りごと等を察知し対応できるよう、見守りネットワーク会議の参加を継続し、会議にて地域の問題が生じた時に地域ケア会議を開催し、地域の支援ネットワークの強化を図り、見守りネットワークであがった問題の分析、課題を明確にし、見守り活動の強化に努める。 ・町会内に介護サービス事業所等がないため、近隣地域の介護サービス事業所等の関係機関と町会とのつながりを構築できる働きかけを図っていく。 (4) 港町2丁目市営住宅 ・自治会や町会とのネットワークの構築を図りながら意見交換の機会を設けることを検討していく。	

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第5号

【目 的】地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価		
第2層生活支援 コーディネーター業務	①北浜町 ・北浜ミーティングの開催 ・北浜町防災たられば会への参加 ・にじいろのうえんの活動 ・ほっとサロンふらっとの開催 ・秋の防災まつりwithわくわくにこにこ元気会の開催 ・異文化交流会(わくわくツナガルクリスマス会)の開催 ・第2層協議体の開催	【活動目標1】 ・各地域の実情に合わせた地域を支える仕組みづくりを検討し、実行できる。		
	<table><tr><td>テーマ</td><td>地域コーディネーターと生活支援コーディネーターの意見交換</td></tr></table>	テーマ	地域コーディネーターと生活支援コーディネーターの意見交換	【評価】 ①北浜町 ・「ほっとサロンふらっと」は、「スマートフォンの使い方」「昔がたり」をテーマとし、「昔がたり」については、以前の第2層協議体からのアイデアである「今昔マップを作ろう」から発展し、このサロンでの活用となった。多世代交流や社会参加の機会となっており、「昔がたり」のテーマは、普段参加されない男性が多く参加した。
	テーマ	地域コーディネーターと生活支援コーディネーターの意見交換		
	<table><tr><td>参加機関</td><td>地域コーディネーター3名、生活支援コーディネーター5名、自立相談支援機関1名</td></tr></table>	参加機関	地域コーディネーター3名、生活支援コーディネーター5名、自立相談支援機関1名	
	参加機関	地域コーディネーター3名、生活支援コーディネーター5名、自立相談支援機関1名		
<table><tr><td>内容</td><td>意見交換 ・お互いの役割の確認 ・活動している中で困っている事、課題と感じている事 ・上記を踏まえた上で協働していくことができる事</td></tr></table>	内容	意見交換 ・お互いの役割の確認 ・活動している中で困っている事、課題と感じている事 ・上記を踏まえた上で協働していくことができる事	・「にじいろのうえん」の活動は3年目となった。認定こども園の移転に伴い、園児の参加が困難となったが、他の地域活動で協働している介護保険事業所の協力により、継続することができた。園児と高齢者との交流も見られ、社会参加や介護予防の機会となっていると考える。 ・「北浜町防災たられば会」は、津波注意報や警報時の避難活動の振り返りや評価、今後の訓練にどう活かしていくか等の検討を行った。実際の避難行動の際、この会で協力してくれている避難建物への避難や子どもだけの避難等、作成した防災マップや防災訓練の成果と思われる行動も確認できた。	
内容	意見交換 ・お互いの役割の確認 ・活動している中で困っている事、課題と感じている事 ・上記を踏まえた上で協働していくことができる事			
<table><tr><td>参加機関</td><td>町会、民間企業、学生団体</td></tr></table>	参加機関	町会、民間企業、学生団体		
参加機関	町会、民間企業、学生団体			
<table><tr><td>内容</td><td>・地域課題の共有 ・地域課題に対する具体策の検討(除雪ボランティア)</td></tr></table>	内容	・地域課題の共有 ・地域課題に対する具体策の検討(除雪ボランティア)	・「わくわくにこにこ元気会」については、開催時期を変更し、11月に行った。「秋の防災まつりwithわくわくにこにこ元気会」とし、「北浜町防災たられば会」や介護保険事業所、民間企業、大学生、中学生、小学生、PTA等と協働した。100名を超える参加があり、地域高齢者の社会参加や多世代交流、ネットワーク構築等の機会となった。 ・「わくわくツナガルクリスマス会」についても、令和6年度同様、大学生に交流が図れるゲームを考えてもらい、会の進行も行っていただいた。技能実習生も引き続き参加され、餅つき等の文化を通して、異文化多世代での参加や交流の機会となっている。 ・12月に開催した第2層協議体にて、冬期間の転倒や、除雪ができず、外出に支障を来していることについて、解決に向けた具体策の検討を行い、「北浜まごだててぶくろ隊」の名称で除雪ボランティアを試行することとなり、町会や民間企業、学生団体と協議した。生じた課題については、行ってみての地域住民や学生からの声を拾い、改善を図っていくこととしたい。また、それぞれの立場で協働することができた場合に、排雪された活用して、多世代交流の場の創出等も考えていく。地域住民や民間企業の助け合いや支え合いの意識が醸成され、活動が発展できるように計画していきたい。	
内容	・地域課題の共有 ・地域課題に対する具体策の検討(除雪ボランティア)			

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標1】 ・各地域の実情に合わせた地域を支える仕組みづくりを検討し、実行できる。	【共通事項】 ・町会役員や民生委員等との意見交換会等を企画し、地域の実情を把握すると共に顔の見える関係づくりに努める。 ・町会行事や地域活動に参加し、地域とセンターとの関係を深める。 ・研修会やコミュニティスクールでの関わりを通し、地域の障がい児や障がい者、教育機関との関係を深める。 ・既存のネットワーク構築機関の中から、地域づくりや地域活性化につながるような機関を発掘し、関係を深める。 ・各地域、町会活動の現状や社会資源の把握に努める。 ・地域の現状、見守りや支え合いの大切さについて、広報周知も意識して行う。 ・地域関係者や関係機関等とお互いの役割や制度の理解を深めるための懇談会等の機会を設ける。（町会、居宅介護支援事業所、地域関係者） ※各地域での具体的な取り組み事項については以下の通り (1) 北浜町 ・北浜ミーティングの開催 地域の実情の把握や情報交換を随時行う。第2層協議体での検討結果も踏まえ、既に創出できた活動の維持や発展、新しい活動の検討等を随時行う。 ・北浜町会館の交流スペースとしてのサテライト機能も活用し、地域の方々との情報交換や地域活動の展開へ向けた検討を行っていく。（北浜ミーティングとしての活用もする） ・北浜町防災たたらば会への参加 高齢者の社会参加機会の創出や助け合い活動という視点が活動に反映されるよう参加を継続する。 ・にじいろのうえんの活動 畑の管理含む苗植え、収穫、食事会を一年間通し、地域の方が主体となっていくよう関係機関と連携する。 ・敬老会(わくわくにこにこ元気会)の開催 町会、関係機関と協働し行えるよう調整する。 ・異文化交流会の開催 町会、関係機関と協働し行えるよう連携する。 ・ほっとサロンふらっとの開催 町会、関係機関と協働し行えるよう調整する。 ・北浜まごだててぶくろ隊の活動の振り返り、除雪ボランティアや多世代交流の創出等、次シーズンでの活動の展開の検討を行う。 ・地域ケア会議（第2層協議体）を活用 これまで構築したネットワークを活用し、地域活動の展開へ向けた協議、検討を行う。	・協議体の開催状況 （内容・今後の方向性等） ・各地域のネットワーク構築状況 ・より関係を深められた機関とその経緯、内容 ・新たに関係を構築した機関とその経緯、内容 ・創出できている活動の開催状況や内容

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容	令和7年度 活動評価							
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価						
第2層生活支援 コーディネーター業務	②亀田本町第4町会 ・見守りネットワーク会議の参加 第1回（令和7年6月17日）第2回（令和7年7月9日） 第3回（令和7年8月19日）第4回（所用により不参加） 第5回（令和7年12月9日）第6回（令和8年1月13日） 第7回（令和8年2月12日） ・茶話会井戸端会議の参加 第1回（所用により不参加）第2回（令和7年8月10日） 第3回（令和7年9月15日）第4回（所用により不参加） 第5回（令和7年1月19日）第6回（令和8年3月1日） <table><tr><td>テーマ</td><td>地域で多世代他機関がつながり、 地域活動の維持や発展をしていくために</td></tr><tr><td>参加機関</td><td>町会役員、自立相談支援機関、 亀田小学校地域コーディネーター</td></tr><tr><td>内容</td><td> ・町会での地域行事や活動の現状確認 ・地域関係者からの意見等の収集 ・多世代の方々が求めている活動等に関する情報収集、共有 ・現存のサロンを再活用する形での集いの場の創出※サロンかめよん（仮称）の創設 </td></tr></table>	テーマ	地域で多世代他機関がつながり、 地域活動の維持や発展をしていくために	参加機関	町会役員、自立相談支援機関、 亀田小学校地域コーディネーター	内容	・町会での地域行事や活動の現状確認 ・地域関係者からの意見等の収集 ・多世代の方々が求めている活動等に関する情報収集、共有 ・現存のサロンを再活用する形での集いの場の創出※サロンかめよん（仮称）の創設	②亀田本町第4町会 ・「亀田本町第4町会見守りネットワーク会議」では、地域で生活する高齢者の状況、町会、民生委員、在宅福祉委員が協働して行っている見守り活動やセンターでの支援活動について、互いに情報確認や共有を行った。 ・高齢者の集いの場「茶話会井戸端会議」では、町会側から知的障がい者施設に参加を呼びかけ、入所者2名が継続して参加した。また、学生ボランティア（中学・高校・大学）も随時参加し、職員スタッフも交えて、世代を超えた方々と交流する場となった。 ・見守りネットワーク会議等では、令和6年度は自宅での死亡事例が多く、時間が経過して発見されたの死「孤立死」の事案もあったが、令和7年度は自宅で死亡事例はあるも、「孤立死」はなかった旨の報告があった。また、新聞配達店からの安否確認通報が多く、町会、民生委員、在宅福祉委員の継続的な見守り活動のほか、民間企業からの連絡もあり、高齢者の見守り意識が高まっていると感じた。しかし、独居高齢者、夫婦での生活が困難となり、遠方に住む子のところに転居する高齢者も増えたとの声も聞かれ、地域の見守り支援に限界があると感じており、この問題を自分ごととして捉えることができていた。 ・以上より、センターとして、地域活動を支える後方的な支援に従事することができたと考える。
	テーマ	地域で多世代他機関がつながり、 地域活動の維持や発展をしていくために						
参加機関	町会役員、自立相談支援機関、 亀田小学校地域コーディネーター							
内容	・町会での地域行事や活動の現状確認 ・地域関係者からの意見等の収集 ・多世代の方々が求めている活動等に関する情報収集、共有 ・現存のサロンを再活用する形での集いの場の創出※サロンかめよん（仮称）の創設							
	③桔梗地区 （1）令和7年度「つながるマルシェ」 ・実行委員会の参加 第1回（令和7年5月27日）第2回（令和7年6月24日） 第3回（所用により不参加）第4回（令和7年11月21日） ※第4回は開催後の反省、振り返り ・「つながるマルシェ」の開催（令和7年7月27日） 場所：地域包括支援センターよろこび 敷地内 主な内容 ・露店、あおぞら市（物販、飲食店、整体等） ・福祉用具体験、あたまの健康チェック、血管年齢測定 ・パフォーマンスイベント よさこい演舞（2組）小学生ダンスパフォーマンス パルーンパフォーマンス （2）ほっとサロン縁じょい ・実行委員会の開催 ・「ほっとサロン縁じょい」の開催 場所：交流スペースよろこび 参加人数：18名 内容テーマ： 「みんなで作ろう！～あなただけのオリジナルグッズ～」 高齢者を含む多世代の方々が交流を図りながら、各個人の推し（芸能人、アニメキャラ、スポーツ選手、ペット等）の写真や画像を用いて、グッズ（うちわ、缶バッジ・フォトフレーム・キーホルダー）を作成する内容。	③桔梗地区 ・つながるマルシェの開催にあたっての実行委員会に参加し、開催の準備を進め、桔梗町会や地域コーディネーターと連携し、高齢者と多世代の方と交流し合える場を設けることができた。 ・令和6年度に創設した「ほっとサロン縁じょい」の実行委員会に参加した。町会、自立相談支援部門、中学生ボランティア、他地域で活動している高齢者を交えて意見交換をしながら準備し、中学生ボランティアの活躍により、子どもと高齢者等が気兼ねなく交流する場として開催することができた。今後も関係機関と協働しながら開催を継続していきたい。 ・桔梗地区の学校運営協議会（桔梗中学校、桔梗小学校、中の沢小学校 3校合同）より、子どもの教育にあたり、地域とのつながりを求めているというニーズを把握しているため、学校運営協議会と連携し、地域の高齢者と学生等の交流を図り、助け合い、支え合いにつながるための活動を進めていきたい。 ④総評 ・以上、センターの各地区での活動から、目標は概ね達成できたと評価し、今後も地域関係者とのつながりを継続し、地域に住まう高齢者等の生活について認識し、活動に取り組んでいく。						

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
	(2) 亀田本町第4町会 ・地域ケア会議（第2層協議体）を活用し、地域での子どもから高齢者までのネットワーク構築、支え合い体制の構築や地域活動について協議、検討を行っていく。 ・地域活動等について、町会や在宅福祉委員等の地域関係者との定期的な会議、懇談会に参加し、町会等が行っている高齢者の見守り活動や多世代交流等の町会活動の確認、センターに入った町会地域在住の高齢者からの相談等について報告する等、以下の会議等に参加し、今後双方の情報共有を行っていく。 ① 見守りネットワーク会議：隔月（偶数月）開催予定 ② 茶話会井戸端会議：隔月（奇数月）開催予定 ③ サロンかめよん実行委員会（仮）：随時 ・町会内に介護サービス事業所がないため、近隣地域の介護サービス事業所等の関係機関と町会とのつながりを構築できる働きかけを図っていく。 (3) 桔梗地区（桔梗西部町会・桔梗町会・桔梗北町会） ・令和8年度「つながるマルシェ」開催に向け、実行委員会に参加し、開催に向け企画運営について協議。今年度開催にあたり、多世代の方々が町会・学校・センターのみでなく、民間企業等も参画し、桔梗地区全体に広報周知を図ることを重視して進めていく。 ・「ほっとサロン縁じょい」実行委員会に参加し、高齢者等の社会参加につながるための意見を伝え、「ほっとサロン縁じょい」が継続的に開催できるよう努めていく。 ・地域ネットワーク構築にあたり、地域の福祉力向上に向けた活動が展開できるよう、第2層協議体を立ち上げ、地域関係者と連携を図る機会を増やしていく。 ・桔梗地区の学校運営協議会（桔梗中学校、桔梗小学校、中の沢小学校3校合同）と連携し、学生と高齢者等と気兼ねなく交流できる機会を創出し、高齢者や多世代の方々が地域活動に興味関心を持ち、社会参加につながるために、地域コーディネーターを始めとする教育関係機関と協働して活動を展開する。	

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

令和 7 年度 活動評価	
事業内容	
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
自主活動支援回数	【活動目標2】 ・それぞれの地域が住民主体の介護予防活動を維持できる。 【活動目標3】 ・自主活動グループの無い地域が集いの場や社会参加の大切さを意識することができる。 【評 価】 ・体力測定支援や出前講座、地域リハビリテーション活動支援事業による外部講師の派遣等、介護予防や社会参加への意欲やその維持向上も図るため、自主グループ活動の後方支援を行った。桔梗町については、昨年度まで頻繁な支援を要する等、自主活動として軌道に乗せきれなかったが、認知症カフェとの抱き合わせ等、折り合いをつけながら活動を続けることができた。多くのグループは、立ち上げから数年経過し、高齢化等により参加者は減少傾向にあるが、地域住民への広報や個別支援からのつながり、少人数でも活動を続けられる関わりや活動の在り方について、検討しながら支援を行っていく必要があると考える。北浜町では、隣接する追分町在住者にも参集範囲を広げる方向で検討しており、参加状況について随時確認していく。センターが後方支援を行う自主活動グループがない地域では、町会活動がほとんど動いていない状況であり、高齢者人口が極端に少ない等、新たな高齢者を対象とした活動の創出が難しい状況にある。広報紙の配布時や民生委員との連携時等、関わりを持つことができる際に、地域の現状確認やセンターの活動や役割の紹介等も行い、社会参加の大切さについて伝えていきたい。 ・上記より、【活動目標2】は達成したと考え、【活動目標3】は達成できていないと考える。しかし、【活動目標2】について、上記より参加者の減少等の課題があり、活動を維持できる支援が今後も必要な状況であるため、目標を継続し、【活動目標3】も達成できなかったため継続する。
自主活動支援回数	

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標2】 ・それぞれの地域が住民主体の介護予防活動を維持できる。 【活動目標3】 ・自主活動グループの無い地域が集いの場や社会参加の大切さを意識することができる。	(1) 自主活動支援 ① 対象 ・ひまわり元気会（北浜町） ・福祉部ききょう健康クラブ（桔梗町） ・にこやかクラブ（亀田港町） ・いきいき元気サークル（桔梗西部町） ・にこやか教室亀田本町（亀田本町） ・健康づくり体操（港町北部町） ② 支援内容 ・活動状況を把握し、必要に応じた後方支援を行う。 ・体力測定の実施。（年1～3回）地域の関係機関やボランティアとのマッチングを意識した支援をする。 ・自主活動参加者に対し、お互いに気かけ合い、気づき合うことや助け合いの大切さの講話やリーフレット配布を行う。 ・総合相談等の個別ケース対応時、自主活動グループやその他社会資源の情報提供を行う。 ・関係機関へ自主活動グループの広報啓発を行い、より多くの地域住民の活動と参加、見守りや助け合いの促進を図る。 ・少人数でも活動を続けられる関わりや活動の在り方の検討もしながら支援を行っていく。 ・自主活動グループが無い地域では、町会や活動の中心者から、日頃の業務での関わりの中で、活動の現状等の聞き取りを行う。必要時、出前講座の提案や意見交換の機会を設ける。 ・北浜町の自主活動グループでは、隣接する追分町在住の方へも参集範囲を拡げる方向で検討しており動向をモニタリングしていく。	・自主活動グループの活動状況 ・自主活動支援回数とその内容 ・地域住民や町会関係者等の声
【活動目標4】 ・地域住民が見守りや助け合い、社会参加の大切さを知ることができる。	(1) 広報・啓発 ① 対象 地域住民、町会、老人クラブ、民生委員、在宅福祉委員、教育機関、民間企業、居宅介護支援事業所等 ② 内容 ・広報紙やセンターのホームページ（ブログ）に、見守りや助け合いについての記事を掲載する。 ・見守りや助け合いに関する広報紙やリーフレットを懇談会や出前講座、自主活動支援等で配布、説明する。 ・出前講座の新規実施機関を、日頃のアウトリーチから開拓する。 ・地域の見守りや支え合い活動の実情を把握する。 ・町会等への広報紙を配布する時や出前講座、個別支援や自主活動支援で関わる民生委員や在宅福祉委員からの聞き取りを行う。 ・相談件数が少ない町や、地域住民からの相談が少ない町等へ地域の見守りや支え合い、介護予防の普及啓発を広報紙の配布時や個別支援等で関わりを持つことができる時に意識的に行う。	・広報紙の発行回数 ・リーフレット等の配布回数 ・出前講座や講師派遣の回数と対象者 ・地域住民や町会関係者等の声

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第6号

【目的】認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
認知症総合支援事業 (ア)認知症初期集中支援推進事業	(ア) 認知症初期集中支援推進事業 (1) 認知症初期集中支援チーム実績、認知症支援の対応実績 ・令和7年度実績：0件 ・総合相談支援業務による「認知症」相談件数：165件 ・権利擁護業務による「認知症」対応ケース数：14件 (2) 認知症初期集中支援チームにかかる研修の参加 ・なし	【活動目標1】 ・認知症初期集中支援チーム員として、関係機関と連携し、認知症支援をすすめていくことができる。 【評価】 ・今年度も認知症初期集中支援チームとしての活動実績はなかった。認知症疾患医療センターとは通常支援の中で連携を図り、外来受診や入院も視野に入れた調整等連携を図っている。 ・関係機関と連携を図りながら支援をすすめることができているが、事業の活用には至っていないため目標は達成できていない。今後も事業の活用を視野に入れながら支援を行っていききたい。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標1】 ・認知症初期集中支援チーム員として、関係機関と連携し、認知症支援をすすめていくことができる。	(1) 認知症初期集中支援チームの連携 ・チーム員である、市高齢福祉課認知症担当、担当圏域の認知症疾患医療センター、他圏域のセンターと「認知症」支援の現状について情報共有し、チーム活動に活かせる体制ができるよう、事業の一員として協働できるよう努める。 (2) 認知症初期集中支援チームにかかる研修等の参加 ・認知症初期集中支援チーム等に関する研修会に参加し、チーム活動に活かせるよう努める。	・認知症初期集中支援チームへの相談実績 ・認知症初期集中支援チームへの活動実績 ・認知症初期集中支援事業に係る研修会等の参加

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
認知症総合 支援事業 (i)認知症地域 支援・ケア向 上事業	（イ） 認知症地域支援・ケア向上事業 （１） 認知症地域支援推進員活動実績 ・ 認知症サポーター養成講座の開催：1件 30方面民生児童委員協議会 ※全市認知症サポーター養成講座 市、他センターと開催 ・ ステップアップ講座の開催：0件 ※全市ステップアップ講座 市、他センターと開催 ・ 認知症サポーター養成講座に関する広報：1回(広報紙) ・ 認知症カフェの開催：4回 - オレンジはっぴいカフェ： - センター交流スペース1回、桔梗町会館2回 - オレンジはっぴいカフェin函館はくあい園：1回 ・ 認知症カフェに関する広報：1回(広報紙) ・ 認知症ケアパスの配布：4件 ※個別支援時にも活用 （２） その他認知症地域支援推進員の活動実績 ・ 世界アルツハイマー月間 in 函館のイベント企画の協力 ・ アルツハイマー月間イベントリーフレットの配布：2回 （３） 研修会・連絡会等の参加 ・ キャラバンメイト養成研修への参加 0名 - 参加申し込みをしたが人数制限により参加できず ・ 認知症地域支援推進員研修（初任者研修） 1名 ・ 認知症地域支援推進員連絡会 アルツハイマー月間打ち合わせ ・ 所内研修(チームオレンジについて)	【活動目標2】 ・ 多世代の方々が認知症について理解することができる。 【評 価】 ・ 30方面民生委員を対象として、認知症サポーター養成講座を開催した。参加者の一部から、ステップアップ講座も受けてみたいとの声もあり、関心の高さが伺えた。日頃から地域の高齢者と関わりのある民生委員と認知症支援についての学びを深めていくことで、将来的なチームオレンジの整備に向けた意識の醸成につながる可能性があると考えた。全市的に開催した認知症サポーター養成講座とステップアップ講座参加者が認知症カフェの参加に繋がり、今後の開催時の個別案内や、協働できる体制とすることができるよう働きかけていく。 ・ 認知症カフェについては、オレンジはっぴいカフェを桔梗町の自主活動グループとも協働する形で開催場所を会館に移して行ったが、新たな参加者や当事者の参加はなく課題となった。オレンジはっぴいカフェin函館はくあい園については、町会や介護保険事業所と共催の形で開催し、認知症当事者やその家族の参加もあった。継続して開催できるよう調整していきたいが、介護保険事業所側で事業所の休止や職員の異動等が重なったため今後の検討を行うことができておらず、状況を見ながら再検討していきたい。事業を通して多世代への認知症に関する普及啓発を行ってきているが、目標を達成できているとは言えず、チームオレンジの整備についても意識して取り組んでいく必要があることから目標を変更していくこととする。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標2】 ・多世代の方々が認知症について理解し、当事者との関わりを持つことや支援に携わることができる。	(1) 認知症サポーター養成講座の開催 ・広報紙等を用いて、認知症サポーター養成講座の広報を行う。 ・民間企業（金融機関、飲食店、ドラッグストア等）や教育機関等に広報を行い、講座開催の働きかけを行う。 (2) ステップアップ講座の開催 ・認知症サポーター養成講座を開催した際、受講者の反応やその地域の状況や課題を踏まえステップアップ講座の開催を検討する。 ・認知症カフェやサロン活動、自主活動支援、その他第2層生活支援コーディネーター業務の活動のなかで、チームオレンジとしての活動を考えられる団体やグループに対してステップアップ講座の開催を検討する。 (3) 認知症カフェの開催 ・オレンジはっぴいカフェをセンター交流スペースにて開催する。開催場所周囲に限らず、個別支援で対応している方など圏域内の住民が参加しやすいよう配慮する。 ・地域住民だけでなく、医療、介護関係者の参加につながるよう、介護サービス事業所や高齢者施設、居宅介護支援事業所や薬局等に周知する。 ・当事者やその家族の参加へつながるよう、居宅介護支援事業所等への周知を強化する。 ・グループホーム等、認知症ケアに携わる事業所との協力や協働ができるように関係機関とのネットワークの構築等を他事業での関わりも含めて行う。 ・オレンジはっぴいカフェin函館はくあい園の開催を継続して行えるかどうか協議する。 (4) チームオレンジについて ・既存の認知症カフェ活用や、新しい拠点の立ち上げも視野に入れながら、チームオレンジの整備について検討する。 ・チームオレンジのリーフレットを活用しながら、地域住民や関係機関へ広報周知を行う。 (5) 認知症ケアパスの配布 ・町会等の出前講座や自主活動グループに広報啓発し、配布する。 ・広報啓発ができていない民間企業等に新規配布を行う。 (6) その他認知症地域支援推進員の活動 ・アルツハイマー月間in函館開催の協力、参加（9月予定） (7) 認知症地域支援推進員活動にかかる会議や研修会等の参加 ・認知症地域支援推進員研修の参加 ・認知症地域支援推進員連絡会の参加 ・チームオレンジに係る研修会への参加	・認知症サポーター養成講座開催実績 ・認知症カフェ開催実績 ・認知症ケアパスを配布した機関 ・認知症地域支援推進員活動にかかる研修会等の参加 ・チームオレンジの体制整備にかかる取り組みの状況